陶磁器工業組合　関係各位

平素より、ご指導ご支援を賜り心より御礼申し上げます。

さて、兼ねてよりご相談ご要望頂いておりました「特定技能制度」への「陶磁器業」の業種適用につきまして、関係省庁と協議を重ねて参りましたが、この度、**「陶磁器製品製造業」が業種・業務への追加**となることとなりました。

陶磁器業界におきましても、労働力不足が深刻化し、将来にわたる日本の伝統工芸である「陶磁器」の安定的発展の為、関係省庁に働きかけて参りました。

今回、工業製品製造業分野において、全体の受入れ見込み数１７３，０００人（令和６～１０年度）、業種に「陶磁器製品製造業」、業務区分に「陶磁器製品製造」を追加いたします。

コロナ後、海外での陶磁器製品の需要回復による一層の高付加価値化、環境に配慮した産業、IT,DX 化をはじめとする生産性向上、労働環境改善、雇用創出など推進されている陶磁器業界の人手不足を補って参ります。

分野追加については、現在、自民党内で協議を進めており、**３月下旬には閣議決定となり、**令和６年４月以降の準備、運用開始に向けて進めて参ります。

また、改めて陶磁器文化・産業振興議員連盟総会を開催し、特定技能業種追加をはじめ、海外展開をはじめとする経済支援事業、能登半島地震支援策などについて、皆様方と意見交換をさせて頂きたく思っております。

今後とも、ご指導ご支援のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

令和６年３月８日

自由民主党陶磁器文化・産業振興議員連盟　会長
衆議院議員　古屋　圭司